



JASDAQ

平成 25 年 8 月 1 日

各 位

会 社 名 トレイダーズホールディングス株式会社

代表者名 代表取締役社長 金丸 勲

(J A S D A Q ・ コード 8704)

問合せ先 取締役 新妻 正幸

(TEL 03-4330-4700 (代表))

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 8 月 1 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による転換社債型新株予約権付社債（本割当に係る新株予約権付社債を、以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」と言います。）の発行を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

トレイダーズホールディングス株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 払込期日	平成 25 年 8 月 19 日
(2) 新株予約権の総数	40 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の払込金額：金 12,500,000 円（額面 100 円につき金 100 円） 本新株予約権と引き換えに金銭の払込みは要しない。
(4) 当該発行による潜在株式数	104,120 株
(5) 資金調達額	500,000,000 円（差引手取概算額 479,350,000 円）
(6) 転換価額	1 株あたり 4,801 円 なお、本新株予約権付社債には転換価額の修正条項は付されておりません。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全額を掛谷和俊氏に割り当てる。
(8) その他	(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとします。 (2) 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。 (3) 本新株予約権付社債の割当については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的

当社グループは、子会社 트레이ダーズ証券株式会社（以下、「トレーダーズ証券」といいます。）の主軸事業である外国為替取引事業の強化を推進するとともに証券取引事業の合理化を進め、経営資源を効率的に活用するため、グループ全体における事業及び商品・サービスの取捨選択を行い、コスト削減のため人員・設備全般において合理化を図ってまいりました。

外国為替取引事業においては、平成24年6月に5周年を迎えた『みんなのFX』（外国為替証拠金取引サービス）、平成24年8月に1周年を迎えた『みんなのバイナリー』（外国為替オプション取引サービス）を中心に収益の拡大を図ってまいりました。『みんなのFX』においては、各種プロモーションを実施することで集客・取引量を維持し今後も収益確保に努めてまいります。『みんなのバイナリー』においては、バイナリーオプション規制に沿った運用体制を速やかに構築し収益確保を目指してまいります。また、外国為替取引に関する新たなサービスを速やかに提供できるよう注力してまいります。

一方、証券取引事業においては、平成24年4月2日に日経225先物取引事業の譲渡を行い、その後、平成25年3月25日に証券現物・株式信用取引事業を譲渡するとともに投資信託取引業務を終了し、不採算となっていた一連の証券取引事業の整理・縮小を完了したため、システム関係費用、事務処理費用等の固定費の大幅な削減を達成しました。

平成25年3月期連結会計年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）の営業収益は、証券取引事業の整理・縮小により受入手数料が69,261千円（前期比59.3%減）に減少したものの、外国為替トレーディング損益は、『みんなのバイナリー』が安定的な収益確保に寄与したことで前期比107,261千円減少の2,687,140千円（前期比3.8%減）と僅かな減少にとどまり、営業収益合計は2,761,591千円（前期比7.8%減）となりました。

営業費用は、証券取引事業の整理・縮小に伴い、金融商品仲介業者への支払手数料の減少、日経225先物取引の母店手数料の減少、各種通信費の減少等により取引関係費は696,673千円（前期比24.5%減）に減少、証券取引の事務処理システム費の大幅削減により事務費は26,843千円（前期比63.7%減）に減少、前連結会計年度に証券事業関連資産を減損したことで減価償却費は85,526千円（前期比43.6%減）に減少するなど、証券取引事業の関連費が大きく減少しました。また、収益連動型のシステム利用料が若干増加したものの、サーバー保守体制の再構築及び日経225先物取引システムに関連するシステム保守料等の削減により器具備品費（不動産関連費）は909,841千円（前期比23.3%減）に減少、前連結会計年度の本社移転による事務所家賃の削減により不動産費（不動産関連費）は78,808千円（前期比29.7%減）に減少、人員合理化により人件費は614,572千円（前期比27.3%減）に減少した結果、販売費及び一般管理費は2,469,666千円（前期比26.0%減）となり、前連結会計年度に比べ7割程度の水準まで削減することができました。

以上の結果、平成25年3月期連結会計年度におきましては、4期ぶりに当期純利益229,022千円（前期比1,125,833千円増）の黒字化を達成いたしました。

また、平成26年3月期第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日～平成25年6月30日）は、外国為替市場が値動きの激しい展開となったことから、同期間における顧客との取引量は過去最高を記録しましたが、平成25年6月に入り外国為替市場が大きく乱高下を繰り返す中で、カバー先のカウンターパーティーからの提示レートが不安定となりスプレッドが広がりやすくなる一方、対顧客には低スプレッドのレート提示を最大限続けたため、トレーディング収益を確保しにくい状況が続きました。一方、販売費及び一般管理費は、今秋に予定する新サービス提供に係る準備費用及び外国為替取引事業の収益増加に伴うシステム費用の増加等により、前年同期を上回る見込みです。

当社グループの財務状況は、平成25年3月期の黒字化により連結純資産が、前期に比べ240,552千円増加し平成25年3月末に664,639千円まで回復したものの、依然として低い水準にとどまっている状況です。

連結純資産がこのような低い水準となったひとつの要因は、平成23年3月期に顧客立替金の回収不能額10億円弱を損失処理したことによるものです。平成23年3月11日に発生した東日本大震災後の株式相場の急落に伴い、当社子会社である 트레이ダーズ証券におきまして、日経225先物・オプション取引に係る顧客の決済損に関し、預り証拠金等を超える多額の不足金が発生し、これらの回収が長期化又は貸倒れとなる可能性がある顧客立替金が平成23年3月27日において1,166,745千円となりました。当社は、トレーダーズ証券の財務基盤の安定化を図るために、トレーダーズ証券との間で立替金対象債権の債権譲渡契約を締結し、当社において立替金対象債権の管理・回収を行うこととし立替金対象債権1,166,745千円を譲り受けました。平成23年3月期における当社の個別決算において、当該立替金債権の査定を行い回収可能額まで減損し、連結決算においては、回収不能見込額の全額927,970千円を貸倒引当金に計上し損失処理を行いました。上記立替金債権の譲渡により、トレーダーズ証券が有する債権が、貸倒れとなる可能性が極めて高い顧客立替金から、より安全性の高い当社に対する未収債権になったことで、トレーダーズ証券は多額の貸倒損失処理を回避し、自己資本の毀損を防ぐことで、事業継続に必要とされる自己資本規制比率（証券会社の財務健全性を示す指標であり、「固定化されていない自己資本」÷「市場リスク・取引先リスク・基礎的リスクの合計額」×100で算出します。自己資本規制比率の低下に関しては、自己資本規制比率が140%を下回った場合には、その旨を監督当局に届出ねばならず、同比率が120%を下回った場合には監督当局はトレーダーズ証券に対して業務の方法の変更を命ずることができるとともに、財産の供託その他監督上必要な事項を命ずることができます。さらに同比率が100%を下回った場合には、監督当局はトレーダーズ証券に対して3ヶ月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるとともに、当該命令の日から3ヶ月を経過した日においてもトレーダーズ証券の自己資本規制比率が100%を下回っており、かつ、自己資本規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、金融商品取引業者の登録を取り消すことができるものとされています。）の維持を図りました。しかしながら、自己資本の減少は回避できたものの、当社に対する未収債権の額が多額となったことで自己資本規制比率の計算上、当社に対する債権にかかる取引先リスク相当額が通常の2倍となりリスク相当額合計が大きく増加したため、平成23年3月31日の自己資本規制比率は99.1%と100%を下回る結果となりました。

当社は、トレーダーズ証券より譲り受けた顧客立替金債権の代金1,166,745千円の債務に関して、顧客からの回収資金、第三者からの借入金及び当社が保有していた有価証券での代物弁済等を行うことによって、平成24年8月にトレーダーズ証券に完済しましたが、一方で、当社においてエクイティ・ファイナンス等による資金調達十分に達成できなかったため、当社の借入金返済に必要な資金原資及び当社グループを運営する上で必要となる子会社への貸付資金の財源は、トレーダーズ証券に依存せざるを得ず、同社からの借入金が再度増加しております。

その結果、トレーダーズ証券が有する当社への貸付金残高は、平成25年3月末において、855,750千円（長期貸付金392,750千円、短期貸付金463,000千円）に達し、平成25年6月末では、同残高は10億円を超える状況となっており、トレーダーズ証券の資金繰りを圧迫するとともに、下記①及び②の理由から、トレーダーズ証券の自己資本規制比率を低下させる最も大きな要因となっています。

- ① 自己資本規制比率の計算において、貸付日より1年を超える貸付金（長期貸付金）は、自己資本から100%控除されます。
- ② 自己資本規制比率の計算において、1年未満の貸付金（短期貸付金）は、貸付金残高に当社のリスクウェイト25%を乗じた金額が取引先リスク相当額となります。また、当社に対する取引先リスク相当額が、固定化されていない自己資本の25%の額を超える場合

は、当該取引先リスク相当額の50%が追加取引先リスクとして加算され、固定化されていない自己資本の50%の額を超える場合は、当該取引先リスク相当額の100%が追加リスクとして加算されます。

トレーダーズ証券の自己資本規制比率は、平成25年3月末に160.0%（前期比37.2%増）まで回復しましたが、平成25年6月末にはそれを下回っており、当社が早急に資金調達を行い、トレーダーズ証券からの借入金を返済することで、トレーダーズ証券の自己資本規制比率を早期に回復させることが喫緊の課題であると認識しております。

以上の理由により、当社はエクイティ・ファイナンス等による財務基盤の強化及び資金の調達が必要であると判断し、本新株予約権付社債の発行を決議しました。

本新株予約権付社債発行の目的は、当社グループが中長期的に安定した成長軌道を確立するために、連結純資産が債務超過又は同等の水準に陥ることがないように連結純資産の増強を行い、財務基盤の安定化を図ることと、トレーダーズ証券からの借入金の返済資金を確保し、トレーダーズ証券の自己資本規制比率を一般的に財務状況が健全な状況とみなされる200%超の水準（多くの金融機関の融資条件、カウンターパーティーとの取引条件において、自己資本規制比率が200%を超えていることが条件とされています。）まで回復させることであります。

（2）第三者割当による本新株予約権付社債を選択した理由

第三者割当による本新株予約権付社債の発行は、以下の検討を経て決議したものです。

まず、銀行借入又は社債発行によるデット・ファイナンスによるものか、資本を中心としたエクイティ・ファイナンスによるものか、あるいは、デット・ファイナンスとエクイティ・ファイナンスの中間的な調達方法である新株予約権付社債の発行によるものかを検討いたしました。検討の結果、当社の現在の財務状況に鑑み、長期安定資金によって自己資本を早急に増加させることが最優先課題であると判断し、エクイティ・ファイナンスを織り交ぜた方法によることを選択いたしました。エクイティ・ファイナンスのうち新株式の発行による増資は当社にとって最良な方法であることから、公募増資及び株主割当増資について検討しました。公募増資については、発行費用が非常に大きくなる上、引受リスクプレミアムのディスカウントが大きくなることに加え、引受実績のある証券会社に打診したところ引受リスクが大きい等の理由で難色を示したため、選択対象から除外いたしました。株主割当については、当社の主要株主である創業家が既に提供可能な資金を当社グループへの貸付け等を通じて貸付けており、他の一般株主のみに対する割当では当社が想定する十分な調達が見込めない可能性が高いため、選択対象から除外いたしました。さらに、第三者割当について複数の出資候補先に打診しましたが、現在の当社の財務状況等に鑑みた投資リスクを理由に同意を得られなかったため、選択対象より除外いたしました。

次に発行時に資金が調達でき、かつ長期安定資金として自己資本増強の可能性がある新株予約権付社債を選択いたしました。本件割当予定先である掛谷和俊氏に紹介者であるイーソリューション株式会社（東京都港区赤坂1-1-17、代表取締役 友田 純子、以下、「イーソリューション」といいます。）を通して打診しましたところ、新株予約権付社債の発行条件に同意できるようであれば出資する旨の回答を得ることができたため、社債利率及び転換価格等の条件について協議を重ねた結果、出資の同意を得ることができたため本新株予約権付社債の発行を決定いたしました。なお、公募、又は既存株主への割当、並びに第三者への割当を検討しましたが、公募及び既存株主への割当は、現在の市場環境に鑑み、募集金額が集まらない可能性があり迅速性に欠けることから選択対象から除外し、迅速に当社の意向に沿った発行が可能である第三者への割当を選択いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	500,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	20,650,000 円
③ 差引手取概算額	479,350,000 円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権付社債の総額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用のうち主なものは、紹介者への報酬 15,000,000 円（払込金額の 3 %）、弁護士・評価機関等への報酬、反社会的勢力調査費用、登記費用であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 479,350,000 円については、全額を 트레이ダーズ証券からの既存借入金の返済資金に充当する予定です。今回の資金調達の目的が 트레이ダーズ証券の自己資本規制比率の回復、資金繰り状況の改善であることから、第三者機関からの借入金返済に優先して 트레이ダーズ証券の借入金を返済します。借入金の返済順序については、当初の返済日を過ぎたため返済期限の延長を行った借入日付の早い借入金から順に決済することとし、また、短期借入金よりも長期借入金の返済を行うことが 트레이ダーズ証券の自己資本規制比率の上昇に効果があることから、長期借入金を返済することとします。

第三者機関からの借入金返済は、トレーダーズ証券からの借入れをできる限り増加させないよう方策を検討してまいります。

返済する借入金の具体的な内容、資金使途、一部返済後の残高及び支出時期につきましては、以下の通りです。

具体的な使途	返済金額	返済後残額	支出予定時期
長期借入金の全部返済 (長期借入金の概要) 未返済元本額：124,000,000円 金利：0%（年率） 借入日：平成24年2月1日 返済期限：平成26年1月31日 資金使途：外部借入金返済	124,000,000円	0円	平成25年8月末日
長期借入金の全部返済 (長期借入金の概要) 未返済元本額：30,000,000円 金利：0%（年率） 借入日：平成24年2月22日 返済期限：平成26年2月21日 資金使途：運転資金	30,000,000円	0円	平成25年8月末日
長期借入金の全部返済 (長期借入金の概要) 未返済元本額：300,000,000円 金利：0%（年率） 借入日：平成24年3月15日 返済期限：平成26年3月14日 資金使途：外部借入金返済	300,000,000円	0円	平成25年8月末日

長期借入金の一部返済 （長期借入金の概要） 未返済元本額：31,500,000円 金利：0%（年率） 借入日：平成24年5月1日 返済期限：平成26年4月30日 資金使途：運転資金	25,350,000円	6,150,000円	平成25年8月末日
--	-------------	------------	-----------

※上記借入金の概要につきましては、平成25年7月31日現在の状況を記載しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

資金使途につきましては、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」で記載しましたとおり、 트레이ダーズ証券からの長期借入金の一部返済に全額充当する予定です。長期借入金を返済することで「固定化されていない自己資本」が返済額と同額増加しトレーダーズ証券の自己資本規制比率は200%前後の水準まで上昇することが見込まれます。トレーダーズ証券の自己資本規制比率が改善することにより同社に対する信用リスクが低減し、外国為替証拠金取引におけるカウンターパーティーとの取引条件、あるいは金融機関からの融資実行の可能性等の経営環境改善が期待でき、より有利な条件で業務を行うことが可能になると考えられます。

また、当社が、当社グループの主力子会社であるトレーダーズ証券の経営環境を改善し、業績向上に助力することは、当社グループが今後も成長を続け当社の企業価値を高めるために、最も重要であると考えております。

以上に鑑み、本新株予約権付社債の発行を行うことが、当社の企業価値向上に資するものであり、さらには既存株主の利益に資するものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債の発行価額、転換価額、利率等の発行条件は、当社及び割当予定先の協議の上決定いたしました。割当予定先との協議においては、当社株価の日々の値幅、変動率の大きさや市場出来高の状況から、本新株予約権付社債の転換価額については多少の価格変動リスクを吸収し転換権の行使を進められるディスカウントを考慮してほしい旨の要望があり、当社において検討の結果、合理的な範囲で考慮することといたしました。かかる協議の結果、当社は、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性等を勘案すると共に社債権者が負担することになるクレジット・コスト等を考慮し、総合的に判断して、本新株予約権付社債の発行価額を額面100円につき100円、本新株予約権付社債の転換価額を取締役会決議日の前営業日終値の97%を乗じた額、本社債の利率を年利1.0%とし、本新株予約権付社債に付された本新株予約権につき金銭の払込みを要しないことといたしました。

本新株予約権付社債の発行価額につきましては、公正性を期すため、独立した第三者機関である、かえでキャピタルマネジメント株式会社（東京都千代田区永田町2-13-10プルデンシャルタワー4階 代表取締役 山下章太、以下、「かえでキャピタルマネジメント」といいます。）に対して本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、同社より、本新株予約権付社債の価格算定評価書（以下「本新株予約権付社債評価書」といいます。）を取得しております。

本新株予約権付社債の発行価額の公正価値算定会社の選定につきましては、過去に新株予約権の公正価値算定を依頼した会社を含め検討を行っていましたが、トレーダーズ証券における証券化商品の組成等に助力をいただき、新株予約権付社債の公正価値算定の実

績もあるかえでキャピタルマネジメントが適任であると判断し選定いたしました。なお、かえでキャピタルマネジメントからの説明及び提供資料に基づき確認したところ、かえでキャピタルマネジメント及び同社役員と割当予定先である掛谷和俊氏、ならびに紹介会社であるイーソリューションとの間に人的又は資本上の関係はなく、独立性及び中立性を保った会社であることを確認いたしました。

かえでキャピタルマネジメントは一定の前提、すなわち、転換価額（取締役会決議日の前営業日の終値に97%を乗じた額）、本社債の利率（1.0%）、配当率（0%）、権利行使期間（平成25年8月21日から平成28年8月18日まで）、無リスク利子率（0.119%）、信用リスク（7.18%）、株価変動性（88.11%）、その他発行条件及びトレーダーズホールディングス株式会社第1回転換社債型新株予約権付社債第三者割当て契約（以下、「本投資契約」といいます。）に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

その上で、当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円当たり100円）とかえでキャピタルマネジメントの算定した公正価値（額面100円当たり99円88銭）を比較した上で、実質的な対価が公正価値を大きく下回る水準ではないことから、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

当社は、本新株予約権付社債の発行価額等を含む発行条件の適法性について、弁護士法人港国際グループ（以下、「港国際グループ」といいます。）に対し日本国の法令に抵触しないか否かの検証を依頼し、有価証券届出書及びかえでキャピタルマネジメントが作成した本新株予約権付社債評価書など必要な書類を考察し、本投資契約の締結及び本新株予約権付社債の発行が日本国の法令に抵触しないか否かを検討し、一定の合理的な想定のもとで現在採用しうる解釈に照らし、本新株予約権付社債の発行が有利発行を含め日本国の法令に抵触しない旨の法律意見の表明を受けております。

本新株予約権付社債の転換価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日）により、原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価格）を基準として決定することとされているため、本新株予約権付社債に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしました。

参考となりますが、本新株予約権付社債の転換価額4,801円は、発行決議日の直前営業日までの過去1ヶ月間の終値平均5,347円に対して乖離率△10.2%、当該直前営業日までの過去3ヶ月間の終値平均6,180円に対して乖離率△22.3%、当該直前営業日までの過去6ヶ月間の終値平均5,842円に対して乖離率△17.8%となっております。

なお、当社監査役会3名全員（社外監査役2名）から、本新株予約権付社債の発行要項の内容及び上記のかえでキャピタルマネジメントの算定結果及び港国際グループの表明した法律意見を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権付社債の発行条件が割当予定先に特に有利な発行条件ではなく、本新株予約権付社債の発行が適法であると判断した旨の意見表明を受けております。

- ・本件発行においては、新株予約権付社債の発行実務並びにこれらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験が必要であると考えられ、かえでキャピタルマネジメント及び港国際グループがかかる専門知識・経験を有すると認められること。
- ・かえでキャピタルマネジメント及び港国際グループは当社及び本割当予定先の掛谷和俊氏と一切の人的及び資本関係がなく、当社経営陣からも独立していると認められること。
- ・かえでキャピタルマネジメントは、一定の条件（株価、権利行使期間、無リスク利子率、株価変動性、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定、平均売買出来高、割引率、その他本新株予約権付社債の発行条件及び本投資契約に定められた諸条件）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していること。

- ・港国際グループは、独立した立場で、有価証券届出書やかえでキャピタルマネジメントの価値評価報告書など必要な書類及び事項を考察・検討し、一定の合理的な想定のもとで現在採用しうる解釈に照らし、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行が有利発行を含め日本国の法令に抵触しない旨の法律意見の表明をしていること。
- ・本件発行の決議を行った取締役会において、かえでキャピタルマネジメント及び港国際グループの意見を参考にしつつ、本件発行担当取締役による説明を踏まえて検討が行われていること。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の転換価額は4,801円であり、当社普通株式の平成25年7月31日時点の発行済株式総数444,358株（議決権数444,214個）に対して、本第三者割当による本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は104,120株（議決権数104,120個）であり、発行済株式数に対して最大で23.43%（総議決権数に対する割合23.44%）の希薄化が生じ、今後の株式市場動向によっては需要供給バランスが大幅に変動し、株式価値に影響を及ぼす可能性があります。

しかしながら、当社が自己資本を増強し、債務超過に陥ることなく事業を推進していくことが、安定的な企業存続につながり、結果として既存株主の利益保護につながるものと考えており、当該希薄化の規模は、かかる目的に照らして合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 氏名	掛谷 和俊
(2) 住所	東京都千代田区
(3) 職業の内容	医療法人社団 荘和会 半蔵門胃腸クリニック 理事長及び院長
(4) 上場会社と当該個人の関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	当社顧問
取引関係	掛谷和俊氏は、当社に1億円の貸付を行っております。また、当該貸付にあたり当社は掛谷氏に対しトレイダーズ証券株式11,950株（発行済株式数に対する割合50.0%）を担保提供しております。当社は、掛谷氏に月額1,000,000円の顧問料を支払っております。
その他	該当事項はありません。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係は、本有価証券届出書提出日（平成25年8月1日）現在におけるものです。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、今回の第三者割当増資にあたり、短期及び中長期のそれぞれの観点から当社の資金需要を満たすことが財務体質の改善のために最重要事項であると考え、①資金の調達機動的に行われること、②将来的に当社が必要とする資金の調達が見込めること、③支配株主の異動が生じないことなどの観点を考慮し、当社の事業戦略及び資金需要の必要性、時期ならびに経営方針、将来的な企業価値の向上につながる施策を理解して頂ける投資家候補を模索してまいりました。

投資家候補との交渉過程において、イースリューションから、医療法人社団 荘和会 半蔵門胃腸クリニックの理事長及び院長である掛谷和俊氏が当社の要望に適う有力投資家候補の一つであるとの提言を受けたことから、上記①から③の観点などを踏まえ検討を開始

し、当社における第三者割当増資の割当予定先に成り得るか否かを慎重に検討してまいりました。

掛谷和俊氏より当初は、貸付金による資金提供を実行したいとの提案を受け、平成25年3月18日に当社代表取締役金丸勲を経由し、当社に対して100,000,000円（期間：1年、利率：年率1.0%）の資金提供を受けました。当社は、当該資金をトレーダーズ証券からの短期借入金の返済に88,000,000円充当し、12,000,000円を当社子会社であるトレーダーズフィナンシャル株式会社へ新商品の開発資金として貸付けました。

その後、当社のファイナンスに関してイーソリューション及び掛谷和俊氏と協議を重ねた結果、掛谷和俊氏を割当予定先とする、本新株予約権付社債の発行を決定するに至りました。

割当予定先候補の紹介会社の選定及び割当予定先の選定に関する経過及び理由については、以下のとおりです。

割当予定先候補の紹介会社の選定について

割当予定先候補の紹介会社につきましては、当社取締役 中川明が、イーソリューションの代表取締役 友田純子氏と旧来の知人であり、当社への投資家候補の紹介を依頼したところ、純投資目的であれば、出資に応じる投資家候補がいるとのことで、本件割当予定先である掛谷和俊の紹介を受けました。イーソリューションについては、当社にて事業内容や過去におけるファイナンス実績に関する調査を行いました。

その結果、イーソリューションからの割当予定先候補の紹介を受諾しました。イーソリューションからの説明及び提供資料に基づき確認したところ、イーソリューション及び同社役員と割当予定先である掛谷和俊氏との間に人的又は資本上の関係はありませんでした。

※本割当ては、日本証券業協会会員である証券会社のあっせんを受けて行われたものではありません。

割当予定先 掛谷和俊氏の選定について

割当予定先である掛谷和俊氏は、日本内視鏡外科学会評議員を務める医学博士であり、平成16年8月に医療法人社団荘和会を設立、平成19年7月に医療法人社団荘和会 半蔵門胃腸クリニックを開設し、理事長・院長として医療法人社団荘和会の経営に携わっております。

当社の経営方針をご理解、尊重していただき、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことの内諾を受けており、割当予定先に相応しい人物であると判断いたしました。

当社は、掛谷和俊氏に平成25年3月に当社顧問への就任を依頼し、病院経営者の視点からトレーダーズ証券の新商品（診療報酬債券、医療機関債）企画に関するアドバイスをいただいておりますが、これらの活動が、当社の経営への関与、経営権の獲得を目的としたものではないことを掛谷和俊氏に口頭で確認しております。

（3）割当予定先の保有方針

割当予定先である掛谷和俊氏とは、保有方針に関して特段の取決めをしておりませんが、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、適宜判断の上、市場動向を勘案しながら比較的短期間で売却を目標としているものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針との説明を受けております。割当予定先が、本新株予約権付社債を譲渡する意向がないことを口頭で確認しておりますが、本新株予約権付社債を譲渡する場合には事前に当社取締役会の承認が必要である旨を書面で定めております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権付社債の払い込みについて、医療法人社団荘和会 半蔵門胃腸クリニックからの報酬及び資産運用益の自己資金、並びに医療法人社団荘和会等からの借入金で賄うとの説明を受けております。この点、当社は、掛谷和俊氏の預金口座の残高を確認し、本新株予約権付社債の発行に係る払込みに足る現金預金を保有していることを確認しております。

(5) 割当予定先等の実態

当社は、割当予定先である掛谷和俊氏、割当予定先が借入を予定する関係者である医療法人社団荘和会 半蔵門胃腸クリニック等が、暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下「暴力団等」といいます。）である事実、暴力団等が割当予定先等に関与している事実、割当予定先等が資金提供その他の犯罪行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先等が意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことを第三者機関である株式会社P R I S T（住所：東京都港区虎ノ門5-11-15、代表者：吉住秀義氏、以下「P R I S T」といいます。）にて確認しております。

また、当社は割当予定先候補の紹介会社であるイーソリューション及び同社取締役が暴力団等である事実、暴力団等が紹介会社等に関与している事実、紹介会社等が資金提供その他の犯罪行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び紹介会社等が意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことを第三者機関であるP R I S Tにて確認しております。

なお、当社は割当先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成25年3月31日現在）		募集後	
(有)ジェイアンドアール	29.53%	(有)ジェイアンドアール	23.92%
グロードキャピタル(株)	14.18%	掛谷 和俊	18.98%
(株)旭興産	8.87%	グロードキャピタル(株)	11.49%
金丸 貴行	4.57%	(株)旭興産	7.19%
金丸 多賀	2.59%	金丸 貴行	3.70%
(株)ザイナス	1.54%	金丸 多賀	2.10%
大阪証券金融(株)	1.36%	(株)ザイナス	1.25%
堀 慶子	1.15%	大阪証券金融(株)	1.10%
松井証券(株)	1.04%	堀 慶子	0.93%
マネックス証券(株)	0.75%	松井証券(株)	0.84%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 持株比率は、発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載しております。
3. 募集後の掛谷和俊氏以外の株主については、平成25年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
4. 募集後の持株比率は、本新株予約権付社債の転換価額4,801円で全て転換された場合の潜在株式数104,120株を平成25年7月31日現在の発行済株式総数444,358株に加えた株式数に対する割合です。

8. 今後の見通し

今回の第三者割当の方法による本新株予約権付社債の発行が当社グループの業績に与える影響については、今後精査していく予定ですが、当社は、今回の第三者割当の方法による本新株予約権付社債の発行により、当社グループの財務基盤の安定化が図られること、トレーダーズ証券の自己資本規制比率の向上及び資金繰りが改善することにより、信用コストは低下し、収益拡大の機会が増大することが見込まれます。それにより、当社の成長及び経営の安定、さらには当社の企業価値の向上により既存の株主の皆様の利益にもつながると考えております。

9. 企業行動規範上の手続き

本件第三者割当による新株予約権の発行は、①希薄化率が25%未満であること、又は②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者による当該割当てに係る意見入手又は当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認のいずれの手続きも要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（単体）

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
営業収益	388,000千円	420,000千円	446,758千円
営業利益または営業損失（△）	△73,662千円	△4,078千円	10,798千円
経常損失（△）	△95,667千円	△38,917千円	△22,321千円
当期純損失（△）	△1,022,656千円	△3,037,608千円	△24,944千円
1株当たり当期純損失（△）	△4,286.79円	△10,445.11円	△56.15円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	14,844.02円	1,954.27円	1,902.03円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成25年7月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	444,358株	100%
潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
最高値	6,180円	3,700円	7,670円
最低値	2,150円	1,480円	1,275円

②最近6カ月の状況

	平成25年 2月	平成25年 3月	平成25年 4月	平成25年 5月	平成25年 6月	平成25年 7月
最高値	4,380円	7,670円	8,470円	9,490円	6,590円	5,860円
最低値	3,565円	4,000円	5,560円	6,000円	3,740円	4,500円

（注）最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）（平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ（スタンダード））におけるものであります。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による新株式発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））

払込期日	平成23年12月30日
調達資金の額	365,035,850円（現物出資のため手取額はありません。）
発行価額	1株につき1,775円
発行時における 発行済株式数	普通株式 238,704株
当該募集による 発行株式数	普通株式 205,654株
募集後における 発行株式数	普通株式 444,358株
発行時における 当初の資金使途	該当事項はありません。
発行時における 支出予定時期	該当事項はありません。
現時点における 充当状況	該当事項はありません。

11. 発行要項

別紙に記載のとおりです。

(別紙)

転換社債型新株予約権付社債の発行要項

1. 社債の名称 トレーダーズホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については記名式とし、本新株予約権付社債を表章する本新株予約権付社債券は発行しない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
3. 募集社債の総額 金500,000,000円
4. 各募集社債の金額 金12,500,000円の1種
5. 各募集社債の払込金額 金12,500,000円（額面100円につき金100円）
6. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
7. 利率 年1.0%
8. 償還金額 額面100円につき金100円
9. 申込期日 平成25年8月19日
10. 払込期日 平成25年8月19日
11. 募集の方法 第三者割当ての方法により、本新株予約権付社債の全部を掛谷和俊に割り当てる。
12. 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
13. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書きの要件及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
14. 利息の支払方法及び期限
 - (1) 本社債の利息は、平成25年8月19日から償還日までこれを付し、毎年2月18日及8月18日（ただし、繰上償還される場合には、繰上償還日）（以下「利払日」という。）に、当該利払日の直前の利払日（第1回の利払日においては払込期日）の翌日から当該利払日までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、支払う。利息計算期間については、1年を365日として日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。
 - (2) 支払期日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業

日にこれを繰り上げる。

- (3) 次の①及び②の場合における各本社債の利息の発生並びに未払経過利息（本社債のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様とする。）の支払いについては、それぞれ以下に定めるとおりとする。

①本新株予約権が行使された場合

本新株予約権の行使の効力発生日の直前の利払日以降、当該本新株予約権の付された各本社債の利息は発生しないものとする。

- ②償還の場合（本社債の元本の支払いが不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元本の支払に関して債務不履行が生じている場合を除く。）

本社債の満期償還日（繰上償還の場合は繰上償還日）以降、当該償還に係る各本社債の利息は発生しないものとする。なお、繰上償還日において残存する未払経過利息は、後記「償還の方法及び期限」に定められた要項に従い償還と共に支払われるものとする。

15. 償還の方法及び期限
- (1) 本社債は、平成 28 年 8 月 18 日（以下「満期償還日」という。）にその総額を額面 100 円につき金 100 円で償還する。
- (2) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、満期償還日までの期間いつでも、その選択により、その時点で残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日（以下「任意償還日」という。）の 2 週間以上前に事前通知を行ったうえで、各社債の額面 100 円につき金 100 円の割合で、任意償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息の支払とともに繰上償還することができる。
- (3) 本新株予約権付社債の買入消却は、当社と社債権者の合意により、本新株予約権付社債の割当日の翌日以降、本社債の額面 100 円につき金 100 円にて、いつでもこれを行うことができる。
- (4) 本項により償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日に支払いを繰り上げる。
- (5) 繰上償還又は買入消却される本社債については、繰上償還日又は買入消却日に繰上償還又は買入消却される本社債の額面 100 円につき 1.0%を乗じた額を当該社債権者に支払う
16. 社債権者に通知する場合の公告
- 本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。なお、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の

	掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。
17. 社債権者集会に関する事項	(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。 (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。 (3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
18. 費用の負担	以下に定める費用は当社の負担とする。 (1) 第16項に定める公告に関する費用 (2) 第17項に定める社債権者集会に関する費用
19. 本社債に付する本新株予約権の数	各本社債に付された新株予約権の個数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。
20. 本新株予約権の内容	
(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法	本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。）する数は、行使請求にかかる本社債の発行価額の総額を転換価額（以下に定義する。）で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、当社が単元株式数を定めた場合であって本新株予約権の行使の結果単元未満株式が発生する場合、本新株予約権付社債の新株予約権者により会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
(3) 転換価額	本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、本新株予約権付社債の発行決議の前日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場

合は、その日に先立つ直近日の終値)に97%を乗じて算出される金額とする。

- (4) 転換価額の調整 ①当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

②転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次の定めるところによる。

- a)本号④b)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社の普通株式を移転する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは移転のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- b)当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当について、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- c)本号④b)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得され、もしくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当の場合を含む。)する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の取得価額で取得され、又は当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該証券又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）以降、又は、無償割当のための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

d) 本号②a)乃至 c)の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金により調整は行わない。なお、株式の交付については本項(12)を準用する。

$$\frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整前転換価額に当該期間内に交付された株式数})}{\text{調整後転換価額}} \times \text{調整前転換価額に当該期間内に交付された株式数}$$

調整後転換価額

③ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の転換前転換

価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- ④a) 転換価額調整式中の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
 - b) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
 - c) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日が無い場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の有する当社の普通株式を控除した数とする。
- ⑤本号②の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- a) 株式併合、資本減少、会社法第 762 条第 1 項に定められた新設分割、会社法第 757 条に定められた吸収分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - b) その他当社の発行済普通株式の数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - c) 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - d) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥本号①乃至⑤により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

- | | |
|---|---|
| (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | <p>①新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格は、本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、本項(1)号記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社法計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p> |
| (6) 新株予約権の行使期間 | 平成25年8月21日から平成28年8月18日までとする。ただし、当社の選択による本社債の繰り上げ償還の場合は、償還日の前営業日までとする。平成28年8月19日以降に本新株予約権を行使することはできない。 |
| (7) その他の本新株予約権の行使の条件 | 各本新株予約権の一部行使はできない。 |
| (8) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | 取得の事由及び取得の条件は定めない。 |
| (9) 新株予約権の行使請求の受付場所 | 当社本店 経営管理部 |
| (10) 本新株予約権の行使請求の方法 | 本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、本項(6)号記載の行使期間中に、本項(9)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。 |
| (11) 新株予約権行使の効力発生時期 | 行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項(9)号記載の行使請求受付場所に到達した日に発生する。 |
| (12) 株式の交付方法 | 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替 |

機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

21. 譲渡制限

本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。

22. その他

- (1) 本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役に一任する。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。